

令和7年8月26日

介護保険料の賦課誤りについて

介護保険料の一部に賦課誤りがありました。詳細は下記のとおりです。

記

1 概要

介護保険料の賦課において、住登外課税者(他の自治体で住民税が課税されている者)の所得情報の一部入力漏れと住民税の「家屋敷(いえやしき)課税」対象者の所得情報取込み後の処理漏れにより、4名の令和5年度及び6年度の保険料算定に誤り(本来よりも低い額で算定)があることが判明しました。

2 経過

6月26日 令和7年度住登外課税者に関する所得情報を入力する際、令和5年度及び6年度の入力内容を確認したところ、4名(5件)について保険料算定に誤りがあることが判明。

7月17日～8月19日 該当者4名へ謝罪と内容説明を実施
謝罪終了後、順次更正通知書及び納付書を発送

3 賦課誤りの状況

令和5年度介護保険料 1件 、 過少算定額 27,400 円

令和6年度介護保険料 4件 、 過少算定額 102,700 円

このうち、令和5年度介護保険料については時効により賦課権が消滅しているため納付を求めることができません。

4 原因

所得情報入力担当者の確認不足によるもの。

5 再発防止

所得情報入力の事務処理プロセスを見直すとともに、複数職員による十分な確認作業を行います。

また、住民税担当課などとの連携強化により、「家屋敷課税」対象者の把握や処理漏れ防止を徹底します。

担当:介護保険課介護保険係
課長 渡辺、課長補佐 阿部
電話 024-525-6551(直通)